

株式会社ロボケン

・ 特定労働派遣事業

当社では、お客様のご要望に対応すべく、2014年2月に特定労働者派遣事業の届出を行い、派遣事業を開始いたしました。

派遣事業には、正規雇用（常用型）の正社員を派遣する「特定派遣事業」と、登録社員を派遣する「一般派遣事業」があり、当社では「特定派遣事業」を行っております。

特定派遣届出番号：「特 13-317030」

・ 偽装請負について

請負契約を締結しながら、実際には派遣と同じく「派遣先の指揮命令下で業務を行うこと」は、労働者派遣法および職業安定法に対する違法行為となりますので、当社では一切行っておりません。

・改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率等を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

2016年度の労働者派遣の実績およびマージン率等は下記のとおりです。

2016年度	
派遣労働者の数	4人
派遣先の数	4社
マージン率	41.2%
派遣料金の1人当たり平均額	月額56万円
派遣社員の平均賃金	月額32万8,908円
福利厚生	有給休暇、健康診断

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- 事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- 派遣労働者が取得する有給休暇等の特別休暇に充当した費用
- 営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- オフィス賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用
- 営業利益 等